

令和7年度 第11回 四国中央市農業委員会  
総会議事録

四国中央市農業委員会

## 令和7年度第11回農業委員会総会日程表

日 時 令和8年2月6日（金） 午後1時30分～  
場 所 JAうま総合経済センター 会議室  
招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 藤 信

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名  
日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
日程第3 報告第2号 利用状況調査に係る非農地判断の取消について  
日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
日程第5 議案第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について  
日程第6 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
日程第7 議案第5号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について  
日程第8 議案第6号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について  
日程第9 諮問第1号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

### 出席委員（14名）

- |         |         |          |         |
|---------|---------|----------|---------|
| 1 大西嘉一郎 | 3 森川雅之  | 4 石川光男   | 5 押条和司朗 |
| 6 尾崎之隆  | 7 池田忠志  | 10 河村久仁彦 | 11 坂上 宏 |
| 12 眞鍋晴豊 | 13 鈴木博美 | 14 高橋藤信  | 15 鈴木和治 |
| 16 村上佳清 | 18 則友祝幸 |          |         |

### 出席農地利用最適化推進委員（22名）

- |         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 1 脇 純 樹 | 2 石川 茂  | 3 山下宏二  | 4 星川久和  |
| 5 高橋忠明  | 6 佐藤保之  | 7 宇高 勉  | 8 鎌倉静夫  |
| 9 竹本正行  | 10 喜井仁志 | 11 村上紘一 | 12 石川 繁 |
| 15 三好 昇 | 17 鈴木一郎 | 18 伊藤浩一 | 19 萩尾 博 |

20 高橋秀典      21 越智 寧      22 近藤良啓      23 河村嘉男  
24 竹内正篤      25 鈴木敏也

欠席委員（4名）

8 篠永賢二      9 星川俊夫      17 寺尾悟志      19 石川武将

欠席農地利用最適化推進委員（3名）

13 紀井正明      14 受川清男      16 合田篤夫

出席した職員

事務局長 岩田政嗣      次 長 三宅栄一      次 長 石川みちる  
主 査 大西洸喜

第11回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和8年2月6日(13:30~)  
JAうま経済センター2階 会議室

局長 みなさん、ご起立願います。

局長 「礼」ご着席ください。

局長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

議長 只今の出席委員数は、14名であります。

議長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議長 よって、第11回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を開きます。

議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

8番 篠永 委員

9番 星川 委員

17番 寺尾 委員

19番 石川 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

13番 紀井 委員

14番 受川 委員

16番 合田 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

1番 大西 委員、3番 森川 委員 を指名いたします。

議長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、  
を議題といたします。

議長 報告を求めます。石川 次長

石川 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、  
報告いたします。

番号1の案件については、令和7年12月17日解約。

番号2の案件については、令和7年12月1日解約。

番号3の案件については、令和7年12月21日解約。

番号4の案件については、令和7年12月22日解約。

番号5の案件については、令和7年12月15日解約。

番号6の案件については、令和7年12月21日解約。

番号7の案件については、令和7年12月30日解約。

以上、7件の解約通知がありました。報告を終わります。

議長 以上で、報告は終わりました。

議長 日程第3、報告第2号、「利用状況調査に係る非農地判断の取消」について、  
を議題といたします。

議長 報告を求めます。三宅 次長

三宅 それでは、報告第2号、「利用状況調査に係る非農地判断の取消」について、  
報告いたします。

第9回総会にて非農地として議決された案件ですが、所有者から農地として  
利用しているとの申出があったため現地を確認した結果、非農地判断を取消  
すものです。

番号1について、鳥獣被害を確認するためあえて管理をしていなかったが、確認ができたため農地に復元し、鳥獣被害対策をして適切に管理することです。

以上、1件について非農地通知書を回収し、再度農地台帳へ登載しました。報告を終わります。

議 長 以上で、報告は終わりました。

議 長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 次長

石 川 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件については、受人が設置している営農型太陽光発電設備のパネルから地上までの一部空間を利用するため、区分地上権を設定するものです。期間については、関連案件の議案第3号第5条第1項の規定による許可申請の番号1と同様に許可後3年間です。また、太陽光パネルの下部では渡人がシキミの栽培を行っています。

番号2の案件については、贈与による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請するもので、許可後はレモンの栽培を予定しています。

番号3の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、申請地は現在、遊休農地であるため、許可後は土壌改良を行い野菜の栽培を予定しています。

番号4の案件については、売買による所有権移転です。受人は本申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、1月16日に地元農業委員、推進委

員とともにヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は果樹や野菜の栽培を予定しています。

番号5の案件については、売買による所有権移転です。受人は、本申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、1月16日に地元農業委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は里芋の栽培を予定しています。以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があればお願いします。

議長 番号1番について、質疑はありませんか。

委員 異議ありません。

議長 続きまして2番

委員 異議ありません。

議長 3番

委員 異議ありません。

議長 4番

委員 受人は、今回の申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、1月16日にヒアリングと現地確認を行いました。

受人は申請地に隣接する住居へ居住予定で、取得後は果樹や野菜の栽培を計画しています。農機具は耕運機や噴霧器を譲り受け、申請地を耕作することので、農地の管理については可能であると思われます。農作業については、家庭菜園を手伝っていた経験があり、農業を営む親せきや知人のサポートを受けられるとのことなので問題ないと思われます。従事日数、地域の水路清掃等への参加や取決めについては遵守することを確認しまし

た。規模の拡大は申請地の耕作が軌道に乗れば検討したいと話しており、農業への意欲は感じられましたので問題ないと思われま

議長 5番

委員 受人は、今回の申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、1月16日にヒアリングと現地確認を行いました。

受人は農業法人に勤めており、里芋の栽培もしていますので耕作能力は問題ありません。農機具はトラクターや管理機を所有しています。通作距離や従事日数、地域の水路清掃等への参加や取決めを遵守することを確認しました。今後、規模拡大も考えられており、農業への意欲は高いと感じ取られましたので問題ないと思われま

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めま

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第4、議案第2号、「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めま。大西 主査

大西 それでは、議案第2号、「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理」について、説明いたします。

2a 未満の農地を、その者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業

用施設等に供する場合、農地法第4条第1項第8号の規定に基づき、許可は不要ですが、農業委員会への届出が必要となります。

番号1の案件について、申請者が所有する農地を管理するための農機具保管場所として、農業用倉庫を建設する届出です。なお、既に設置し利用されていることから始末書が提出されています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があればお願いします。

議長 番号1番について、質疑ありませんか。

大西 担当地区の委員から事務局に、異議なしとの意見の報告を受けております。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第2号、「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理」について、原案のとおり受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり受理することに決しました。

議長 日程第5、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。大西 主査

大西 それでは、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は4件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一

般基準」ともに満たしております。

番号1の案件について、営農型太陽光発電施設にかかる3年間の一時転用です。営農型太陽光発電事業については、3年ごとに一時転用の許可が必要であり、今回は再申請です。申請地は、農用地区域内農地ですが、営農型太陽光発電設備の支柱設置に伴う転用については一時転用が認められており、太陽光発電設備の下部では「シキミ」が栽培され営農状況も良好であるとの知見もあり、引き続き一時転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号2の案件について、受人は自動車等修理販売業、運送業、不動産賃貸業及び倉庫業を営む法人で、主には自動車等修理販売業を営んでおりますが、自社倉庫も市内に数多く所有しており、多くの運送会社に賃貸しています。現在、物流業界はオンラインショッピング等の普及により急速に成長して倉庫の需要が高まっており、運送業者は、今や物を運ぶだけでなく集荷、加工、選別、配送等業務範囲が広がっています。そこで、これまでに築いた多くの物流パートナーと益々の連携を深め、物流業界全体の効率性の向上を目指すとともに、事業拡大により複数の安定した収入源を確保するための大型倉庫建設で、申請地周辺は宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。また、本件は3,000㎡を超える案件であり開発許可が必要となるため、土地利用計画、排水計画等については、市都市計画課において審査されております。

番号3の案件について、受人は製紙業を営む法人ですが、本店事務所や工場を含む敷地に保全管理のスペースが必要となったため、事業所に隣接する申請地を譲り受けての敷地拡張で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号4の案件について、受人は建設業を営む法人ですが、建設機械の増台に伴い資材置場が不足することから、事務所近隣の申請地を譲り受けての資材

置場建設で、申請地周辺は宅地化が進んでおり市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があればお願いします。

議 長 番号1番について、質疑はありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 続きまして2番

委 員 異議ありません。

議 長 3番

委 員 異議ありません。

議 長 4番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議 長 日程第7、議案第4号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西 主査

大 西 それでは、議案第4号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、説明いたします。

農地の相続人が、継続して相続税の納税猶予を受ける場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、適用を受ける農地について、引き続き農業経営を行っていることを証明する書類を税務署に提出する必要があります。証明については、農業委員会が行うこととなっており、農地の相続税の納税猶予を引き続き認めるかどうかの最終的な判断は、税務署が行います。

番号1の案件について、1月13日に現地調査を行いました。

番号2の案件について、1月9日に現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号1番について、質疑はありませんか。

大 西 担当地区の委員から意見をあずかっておりますので事務局から報告いたします。

申請者は、これまで継続して農業に従事しており、納税猶予を受ける適格性については問題ないと思います。また、1月13日に、申請者と現地確認のうえ、聞き取りを行いました。対象の3筆では、いずれも水稻の栽培を行っており、しっかりと管理されていることを確認しましたので問題ないと思います。

議 長 続きまして2番

委 員 申請者は、これまで継続して農業に従事しており、納税猶予を受ける適格性については問題ないと思います。また、1月9日に、申請者と現地確認のう

え、聞き取りを行いました。対象の4筆では、いずれも水稻や里芋の栽培を行っており、しっかりと管理されていることを確認しましたので問題ないと思います。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第4号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり証明することに決しました。

議長 日程第8、議案第5号、「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。 石川 次長

石川 それでは、議案第5号、「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見」について、説明いたします。

農地中間管理事業として適当と認められた中間管理権の設定21件について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づき、当委員会の意見を聴くものです。

番号1の案件については、5年間の使用貸借です。

番号2の案件については、5年間の使用貸借です。

番号3の案件については、10年間の使用貸借です。

番号4の案件については、10年間の使用貸借です。

番号5の案件については、10年間の使用貸借です。

番号6の案件については、10年間の使用貸借です。  
番号7の案件については、10年間の使用貸借です。  
番号8の案件については、10年間の使用貸借です。  
番号9の案件については、10年間の使用貸借です。  
番号10の案件については、10年間の使用貸借です。  
番号11の案件については、10年間の使用貸借です。  
番号12の案件については、5年間の使用貸借です。  
番号13の案件については、5年間の使用貸借です。  
番号14の案件については、5年間の使用貸借です。  
番号15の案件については、5年間の使用貸借です。  
番号16の案件については、5年間の使用貸借です。  
番号17の案件については、5年間の使用貸借です。  
番号18の案件については、5年間の使用貸借です。  
番号19の案件については、5年間の使用貸借です。  
番号20の案件については、6年8ヶ月間の使用貸借です。  
番号21の案件については、7年間の使用貸借です。  
以上で説明を終わります。

議長 これより、質疑に入ります。

番号1から番号21について、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第5号、「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見」について、  
「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して機構へ進達いたします。

議長 日程第9、諮問第1号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、を議案といたします。

議長 議案の説明を求めます。三宅 次長

三宅 それでは、諮問第1号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、説明いたします。

番号1について、申出者は家族と賃貸マンションに居住していますが、妻の希望で「子どもたちに図書を読み聞かせたい」を実現させるための部屋を一室設けております。これは、児童の下校時に立ち寄って読み聞かせができる環境を整えたいという思いが込められており、これを継続しより多くの児童が利用できるよう、児童数が増加傾向にある小学校の近隣で家を建てようと計画しました。しかしながら、申出者夫婦は土地を所有しておらず、周辺の雑種地等で土地を探しましたが除外申出地以外に条件を満たす土地がなかったため、やむを得ず農用地区域からの除外を申請するものです。なお、申出地は、今年度から施行の農業用排水施設整備事業地ですが、事業実施期間中に行われる計画変更の協議に提出するための申出になります。

番号2について、申出地は大雨による山崩れが生じ災害復旧が必要となったことで、農振法第13条第1項規定により農用地区域とは認められないと市が判断したため、農用地区域からの除外を申請するものです。

番号3について、申出者は自宅で平成30年から整体院を経営し、固定客もある程度確保され、業績が上昇傾向にあります。開業当初から自宅の一部を店舗替わりにしていますが、利用客の増加に伴い、待合スペースや事業用備品・消耗品置場で部屋が手狭になり駐車場も不足しています。予約制や時間延長など応急的な対策を講じてきましたが根本的な解決にはならないため、新た

に店舗と駐車場を構えようと計画しました。しかしながら、申出者夫婦は土地を所有しておらず、自宅周辺の雑種地等で土地を探しましたが除外申出地以外に条件を満たす土地がなかったため、やむを得ず農用地区域からの除外を申請するものです。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番について、質疑はありませんか。

委員 この申請地周辺は住宅地として使われているので、農用地区域からの除外については問題ないと思います。

議長 続きまして2番

委員 異議ありません。

議長 3番

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諮問第1号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、「変更しても支障なき旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は、「変更しても支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 以上をもちまして、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了しました。

議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

委 員 前回の総会であった太陽光発電施設の申請の取り下げについてですが、従来の設置要件の違いと今後の対応を教えてください。

三 宅 前回の取り下げの案件につきましては、第1種農地に太陽光発電は設置できないという決まりがあり、申請時点で第2種農地と判断していた申請地が、県では第1種農地と判断されたため要件に該当しなくなったもので、設置要件については従来との違いはありません。今後の対応といたしまして、農業委員会へ転用にあたっての農地区分の問い合わせがあった場合は、他市の情報を参考にしながら事務局内で協議して作成した様式での書面による申請をお願いします、申請から2～3週間の期間をいただき、現地の確認や県との協議などで立地条件を確認したうえで回答するように改善いたしました。

委 員 この件と同じような計画が、進めていく途中でなくなったということを知ったのですが、以前の基準と変わったことがあれば教えてください。

三 宅 農地区分を設定した当時の地図が引き継がれ、それを判断基準にしていたところがありましたが、農地区分は状況によって変化するため、当時と現在では相違が生じてきたということです。今後は、先ほど申しました方法により立地基準を確認していきます。

議 長 委員さん。よろしいでしょうか。

委 員 はい。

議 長 そのほか、ございませんでしょうか。

ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第11回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

局 長     ご起立願います。

局 長     「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間     (14 : 08)

署名人

四国中央市農業委員会

議長 高橋 藤信

---

委員 下西 嘉一郎

---

委員 森川 雅之

---